

2

平成 27 年第 1 回

東濃西部広域行政事務組合議会定例会

議案説明資料

平成 27 年 1 月 30 日

目 次

東濃西部広域行政事務組合情報公開条例の一部を改正するについて・・・ 1～2

平成 26 年度補正予算総括集計表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

平成 27 年度予算総括集計表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議第 1 号

東濃西部広域行政事務組合情報公開条例の一部を改正するについて

【改正趣旨】

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）の一部改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）に伴い、東濃西部広域行政事務組合情報公開条例（平成 15 年条例第 1 号）の用語の整理のための一部改正を行うもの。

【改正内容】

独立行政法人通則法に規定されている「特定独立行政法人」の規定が無くなり、「中期目標管理法人」、「国立研究開発法人」、「行政執行法人」が規定された。

改正前の独立行政法人通則法第 51 条において「特定独立行政法人」の役員、職員は国家公務員とされていましたが、改正後の第 51 条においては「行政執行法人」の役員、職員が国家公務員とされたため、所要の改正を行うもの。

また、「日本郵政公社」については現在存在していないため、合わせて削除するもの。

【施行日】

本条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

新	旧
第 1 条～第 5 条（略）	第 1 条～第 5 条（略）
第 6 条第 1 項（略）	第 6 条第 1 項（略）
2 実施機関は、次のいずれかに該当する情報が記録されているときは、公文書を公開しないことができる。ただし、人の生命、身体、健康又は財産を保護するために公開することが必要であると認められる場合その他公益上必要がある場合は、当該公文書の公開をするものとする。	2 実施機関は、次のいずれかに該当する情報が記録されているときは、公文書を公開しないことができる。ただし、人の生命、身体、健康又は財産を保護するために公開することが必要であると認められる場合その他公益上必要がある場合は、当該公文書の公開をするものとする。
（1） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除	（1） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除

新	旧
く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができるとされている情報 イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報 ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第4項に規定する行政執行人</u> の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方行政独立法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、その情報のうち、公務員等の職、氏名及び当該職内容に係る部分 (2)～(5) (略) 第7条～第26条 (略)	く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができるとされている情報 イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報 ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社</u>の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方行政独立法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、その情報のうち、公務員等の職、氏名及び当該職内容に係る部分 (2)～(5) (略) 第7条～第26条 (略)

平成26年度 補正予算総括集計表

(単位:千円)

議案番号	会 計 名	補正番号	補正前額	補正額	補正後の額
議第2号	東濃西部広域行政事務組合一般会計	補正第1号	43,947	205	44,152
議第3号	東濃西部ふるさと活性化基金特別会計	補正第2号	30,937	5,204	36,141
議第4号	東濃看護専門学校事業特別会計	補正第1号	106,339	△ 5,185	101,154
議第5号	東濃西部少年センター事業特別会計	補正第1号	13,959	0	13,959
議第6号	東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計	補正第1号	128,956	44,600	173,556
議第7号	東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計	補正第1号	28,172	5,730	33,902
合 計			352,310	50,554	402,864

平成27年度 予算総括集計表

議案番号	会 計 名	歳 入 ・ 歳 出 (単位:千円)			増減率
		本年度予算額	前年度予算額	比 較	
議第8号	東濃西部広域行政事務組合一般会計	41,772	43,947	△ 2,175	△ 4.9 %
議第9号	東濃西部ふるさと活性化基金特別会計	19,747	30,108	△ 10,361	△ 34.4 %
議第10号	東濃看護専門学校事業特別会計	105,136	106,339	△ 1,203	△ 1.1 %
議第11号	東濃西部少年センタ一事業特別会計	14,168	13,959	209	1.5 %
議第12号	東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計	117,922	128,956	△ 11,034	△ 8.6 %
議第13号	東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計	32,400	28,172	4,228	15.0 %
議第14号	東濃西部地域消費生活相談事業特別会計	6,777	0	6,777	皆増 %
合 計		337,922	351,481	△ 13,559	△ 3.9 %

